

志海

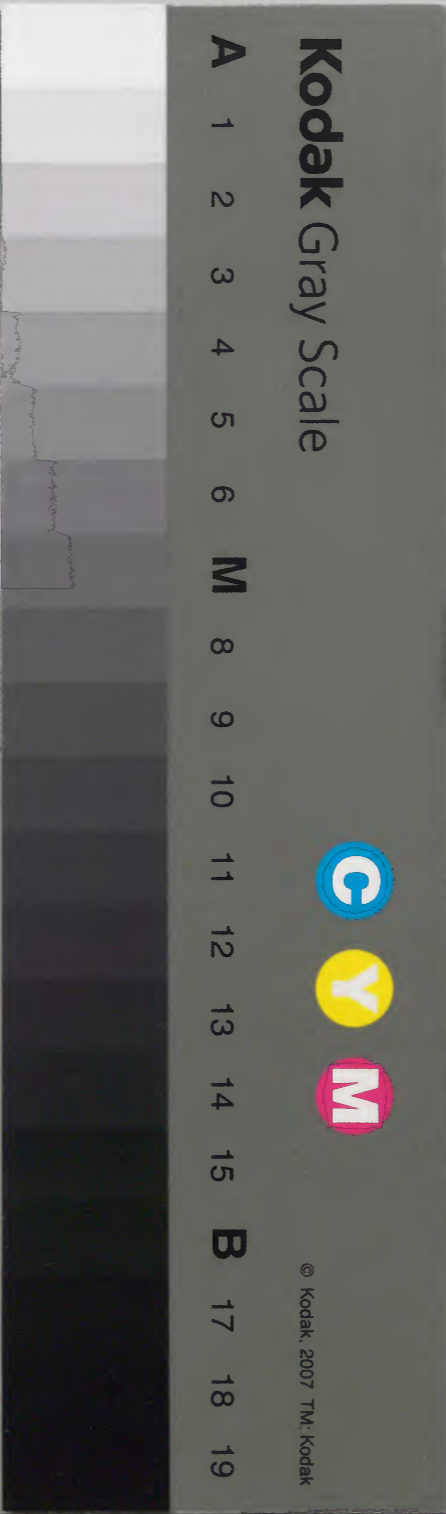


十五

庫文閣内			
三	八		和
兩	四		書
一	二		
九	〇		
架	冊	號	類

(五十六)

内閣文庫	
番號	和 28420
冊數	100 (15)
函號	211 300





明治十二年癸卯



塩志利卷之十五 宝永



武を事とせし諸寺

源有親親氏年譜考

源光友に涉歟

源忠廣の母

多津家久

源忠氏

小寺官兵衛

太宰帥三關尾道守

源有親親氏年譜考

源有親親氏年譜考

と川の赤系

甲陽軍世云

信玄の臣越後守

お能大蔵の補

若田利家の父

池田輝政の祖父

村山宗氏

朱子本屏の侍

天野高直

前史の源有親親の子



かぶ日本記

あしらの小野

防州赤上山傳記

小野道風の文祖

林彦之捕小西行长

増上寺源冬國師号

祇堂南より帰京

武王伐商

天書曰天兒屋根命

世良田万徳丸

大坪道禪

任吉法抄より次書曰

世説訪集六月板

勢州小島家居地

神皇初命江守城入法

赤海奴後奥州法一里塚

大坂及獲一紙者奴

武名者亦

下のり美八所の内

延暦二年八幡註宣

平岩氏

亡國之社

松田氏

成田氏

上杉憲房

関口親永

伊勢氏小糸家系

世に長秀頼の幼子

細殿

坂崎出羽守

廣忠公素直の家人

朝鮮囚童の法

美濃國推加納

上杉顯定

小糸早也

勢州小島家滅亡

伊豫の河野氏

足利龍徳鬼祭の始

名徳公遠云細法大名合高

三郎信康君法女

湯あらいより人をし

清人少童の法

獅名狛犬

石法より法法系始

聖廟法皇日吉宗信正

延喜寺遷

江左大無説云

持雅之位

杣の字

京師の富人壘来

細川藤孝家系

参附湯

儒元物位位者

将門起兵

樽淵左名高尉

○ 元龜二年九月十二日平信長屠延曆寺

桓武帝勅願
傳教同基

天正十年六月廿六日菅原利家屠能州石動山

天平寺 天智帝勅願
泰澄同基

天正十三年三月廿二日豊臣秀吉屠紀州根来

寺

天正十五年四月豊前國彦山伏豊臣家之命

拙すりに倭屠氏中世國之のとる忠よりて驕奢自

恣に〜りり所なく刻々兵急を備へ武勇を事〜

國郡を押領して國家の害をなす〜の法州ありり

来の山傍徒武備堅固〜して誓ひ降すか〜る沙汰

あり来の寺は法成嚴重〜して凡人のい〜る能く

リクはあり、事の成り、魔の成り、
事な言はるゝ人、いふ事、
あ、一、俄を集め、志を立、
ま、い、り、幾、百年、
屠りありて、人、斬り、
武の、を、止、
あ、の、あ、ま、
の、神、人、も、
あ、同、一、宗、
あ、ま、を、
か、り、直、

と、
公、
を、
と、又、
一、
不、
一、
く、
必、
一、
一、

○今川の赤藁とて世に急病を用ひてきくある事あり是
 りとい先源院前將軍の法馬口つゝひりりよ乞食とてき
 の僧に赤川原とては馬をうつくしきも愈々病を
 とて用ひりて予く病愈ぬ將軍安んじつ宮隨巴
 子らの師と作とくも赤方をすまはきりぬり將軍
 法事の夜陸奥海河へ付て民志赤方をかきり
 ともよゆをぬきしより法人と川の赤藁といふ人
 或人赤藁はむかひ人參一畝辰砂一畝をむかひとて
 ○禅宗浄土の傍細に秘するものなり此を赤を許り
 事しそ内法海山及ひ妙公大徳寺の位藏の
 中にして慧衣を秘する者も内法出小尊位をぬき

きくもぬきり曹洞派に越前乃永平寺依念の惣持寺
 入院の後をたりにて傳券ふりて編旨を中下は赤
 内しては兵傳券の人ふあはく書を秘するも浄土
 宗といつても一寺の後恒の名をぬり布衣とて編
 旨を中下り侍る赤内なき也福の和尙のあて名
 浄土といふ人の宛名也

浄土宗の編旨

着香衣令參 内宜奉祈 宝祚延長
 者依 天氣物違也件

年号月日

辨某

何國来上人

西山流うい法房とて
 珍西流といふ也

中い如房の奉書あり

素國素寺の住持素かゝる志 勅許よとせしむる
法社して多事念すかゝる心ゆしてしつゝいふこと
四つろくつゝらりし

素書小素大納言の 中納言も手紙も 是月相り

禅宗の論旨より少しせりし然れども金を出して亦を
求り侍りし事也近世知恩はより侍りもありて院家と
侍りし補せし侍り亦東條^上貞養大侍りし故
て存せし臥も同しやしに大侍りも存せしし 徳宗は
いふこと此等の事なり

○ 甲陽軍鑑云氏康より遠より人信玄公の中進信

玄公よりより人信信を中進信を遠より
人信長公の中進信をよりより人信玄公の
たよりより花よりより右の四將をよりより
鳴及当世の武生義をよりより及兵舎欲していふ
二君小信は是をよりよりと鳴呼

○ 源有親住上州徳川郷應永年中鎌倉持氏每忌
之謀害仍出郷而隠親氏号長阿弥陀仏令子親
氏号徳阿弥陀仏経歴諸州以永享元年到三河
國松平郷云々

一説曰普應院義教永享十一年二月討鎌倉持
氏改關東制法將搜新田氏族之源有親父子

潛出德川鄉義季以來七世居之逃作時衆云

一說曰德川下野守滿義屬新田義貞而勤王新田氏不得其志而亡矣自此德川家通志於吉野右京亮有親滿義嫡孫修理進親季子也奉遠州井伊谷官之令子与足利之兵戰處於信州並合王家敗亡有親及令子三河守親氏被執而入京師時有遊行他阿上人在洛乞其命為時衆所謂長阿德阿是也長阿亦寂之後德阿入參州坂井村今作酒井移居松平鄉稱松平太郎左衛門親氏武畧聞近境士庶舉為主云云至今崇敬遊行上人者謝先祖往日之恩也云云

三說似而不同末說盖有故者欽夫親民主興起也似明太祖其八世世所謂系譜以親氏奉親信光為三代然奉親者親氏舍弟光代信光下合後讓家故有八世九世之異神君御天下光化被宇内嗚呼其神其武万歲之供基欽奉書禿筆亦實雖有其恐而為遺忘私記之

有親主親民主入三州之年我敬公所述大相相國年譜序為永亨元年巳酉

天文十一年壬寅十二月廿六日 神君降誕
或傳云生天野清右衛門某之家其妻初奉御乳味云々自天野孫四郎景儀仕親良主而以末子孫代奉供 德川家嗚呼不一朝一夕之

公恩氏族軍殺身而尽忠者也

參州猿投山神宮寺徳川家御位牌之中

親氏公

康安元年辛丑四月二十日卒去トアリ

恭親公

永和三年丁巳九月二十日卒去トアリ

右事号可疑康安元年ハ尊氏薨後四年ナリ永和亦義満代也然有本據歟

家忠日記増補追加発題曰親氏主康安二年四月廿日卒恭親主其年九月二日卒是実録也

信光公

長亨二年七月廿七日卒去也信光ハ恭親ノ御子トアレトモ實ハ親氏ノ男也康安元年ヨリ長亨二年マテ百廿八年ナリ御父御死去ノ後是ホト遠キ不審歟

恭親ノ御子ニシテ永和二年ヨリ長亨二年マテ百十二年也タトヘハ恭親御卒ノ年ニ信光公生レタマフトモ御年百十二歳ナルヘシニシテ親氏ノ御子ナレハタトモ親氏ノ御卒年ニ信光公生レタマフ御年百廿八ナルヘシ左ノ御長壽ノ沙汰ナシ此御卒年疑フヘシ且御系圖ニ永亨元年三州ハ親氏入御トアリ亦一説義教將軍鎌

倉持氏ヲ追テ後新田ノ末ヲ搜ル故ニ有親親氏御父
子徳川ノ郷ヲ出タマフト云ニ持氏没落ハ永享十一年欽
康安元年ニ後ルコト七十九年永和三年ニ後ル事
六十三年カ決シテ親氏ヲ後光嚴院御宇ノ人トス
ヘカラス

元和八年四月大久保家ノ書ニ親氏主應永元年ニ逝
去春親主永享二年ニ卒シタマフトアレモ亦相違ナリ

○ 武田伝云ク家臣惣騎馬數無計九千二百四十騎ト云
是老臣より以下少少あり且臣沙田朋猿亦此中
多據るものハ不恒ハ六百七十九人ト云
人數多ク之七百十人計トモ有ルヤ二万も及リ

よして馬も多し人をも多しと云はれりて多かぬ
事ハ少しハ今軍法若底其を限りもたさしハ乃兵小
説ありしハ彼孫子ト云し王師の六軍ハ諸侯の軍
を合せて下と對し之をたしと云る者ハ其の甲
州ハ片田舎ト云て其に諸方款ありハ一の油断もあ
らざる事ハ此國の成敗を定むる且悪人ト云るも信
玄ハ鋭あり若くハ是は諸弱是は強を以て人を仕やしを
為る者ト云し若くハ是は高坂ト云しハ其の軍事
軍にきくもよき今の上総ト云つハ其の甲州ト云
して其も敵國の患多し軍事ト云らるるハ其の
終古法を知らざる者ト云はれりハ其の甲州ト云はる

軍法考こと妙ふかく好きりりり凡そ時を文位の考
なく文盲の才小抄法をくくして自悟能なるおひら
高板候して秀吉乃臣たししめい言め何とくりり
あらん一軍十六万人修呼

○ 源光友眼法歌 三首

朽葉浪笏紫

朽くくくくまのきの竹ふ乾かふれ

あらしきくまのきのむくくくくく

神正月の次狩まけくくくくく武蔵野を海りりり
ゆくりなき神中ふ富士乃いふくくくくくく
くくくくくくくくくくくくくくく

尾ふくくくく布志のきくくく

慈裏新造法廷幸乃時流く奉くくく

あつてく法代れくくくくく

くくくくくくくくくくくく

○ 安部大藏少輔元真 法名 海安 を安倍姓なりしりす非

なりともく法行刑詔左輔源信真の子たり藤州安

能谷ふくくく恒せくくく後安能を以てく新号く

らくくくく系ふくくく

○ 森家の系譜をくくく右中将兼武藏守源忠政可

成の次男忠政の男忠廣母名古屋山三姉と記せり

○ 前田利家 従二位権大納言 父を尾州守と記せり柳庄信子村

の人源在忠門より一系因く並田藤人菅原利昌と
記せり

○ 島津家久 統中納言 従三位 を右大将彰光の子島津忠俊守

忠久十三世修理大夫義久の子也

○ 池田輝政 正三位宰相 乃孫父池田恒信も恒利とくも

万松信義晴如軍も侍り如軍江州穴太の山中に薨

きし川に流され給へりて富傳と法隆し尾州に移り位

せり

○ 源多氏を源盛源氏右大臣融乃弟孫孫田宛の子

源盛の綱よりくくる

→ 源盛の綱よりくくるの弟多氏も右大臣光乃

四男左少将源賢乃子源盛の弟もくくる

尾府下奉仕の源盛を密に綱の子源次久の十三世右

馬允満源盛の弟大相國も侍り武者所もくくる

其子孫源治道綱三州額田郡浦邊村に移り位

をくくる源太左衛門兼綱長親之信忠も小奉仕

一享祿二〇三月廿八日小奉仕は是より代に徳川家

小侍よりくくる

○ 對州乃宗氏ハ統中納言平知盛の子右馬介雅宗を

宗と稱号せしむる也

○ 小寺官兵衛孝高ハ黒田美濃守源職隆乃子なり

職隆梅州赤松の族小寺孫兵衛職隆養子に

たゞしつゝと孝高の孫右衛門佐忠之の好子の孫
城廻りつゝ

○ 木犀乃詩朱子文集九より 予好んく此本を極傳る
以急抄して記以

喬木生夏涼 芳趾散秋馥
未覺歳時寒 扶疎方遠屋

○ 續日本記四和銅元年三月乙卯勅太宰府帥大
貳并三関及尾張守等始儼仗其負帥八人大貳
及尾張守四人三関二人其考選事力及公麻田
並准史生云々

按よりには太宰帥西法三関ハ帝京乃を守衛

なり尾法國を路四方よりわたりて終る非常を禁
はさき地たり有形命一終る末の世も亦形と云々
なり

○ 慶長十二年三月九日天野之助兵衛康景駿良貞
國寺乃城を出奔以て先康景城館修補の
料不采地乃作を成しめ終行て是恒好守を以て
是を監せしむ此亦法領田原の郷民夜を侵して
彼布を時々盗取の間番の足恒を盗人を遣ひ張本
系を捕へて殺害以殘黨乃わたりて生る者代官井
手助系を訟井も使者を康景の家に送るに諭
して曰法領の長罪をくして死なばくもまたは罪

あゝ何れも吏の告るる徳民を殺せし足将を誅し
罪を贖ししと康景曰盗賊令を犯して私領よ
夫の物を攘擾するもの必し以て殺せし由は
定法を輕率に之を以て人を殺しふあはれ
盗人を殺ししむ徳何の罪ありて誅せん
あゝ我甚罪を得しと井の元より康景の武勲を
忌む友上岡しと曰康景武勇少孺り家人を
飲の民をころし及金く盗人のあはれ
憤りあはれしと作し曰康景よはれ
へかたしと吏何するも黙しと
弘明しと事定むしと奉多上野今
康景

好ゆ急命の重きを告て曰足下
對して決然と及んぬるも
彼輕率に斬る法情を体し自
しと康景曰直を以て曲て
西に下れしと
相州野
云々慶長野聞

○土波頼藝法御子あはれし時西の京の油賣
秋の在時と法御子あはれし土波の家老長井
果しと
者もく種も乃種を
遂に後た忠を

願は是より先と京よりある女を捨く新藝は仕
しつゝ水と長井を斬りては罪なきりりりりりりりり
之君新藝を逃く全く法をせりりりりりりりりりり
とて世をみりりりりりりりりりりりりりりりりり
多きりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
産んはを義龍といひりりりりりりりりりりりりり
是の西方をたして義龍を懸け逃りりりりりりりり
義龍も告て自とて西方ふあは土波のきりりりり
新藝を逃く殺せりりりりりりりりりりりりりり
知ははりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
日比の眼小をりりりりりりりりりりりりりりりり
殺りりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
りりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
人望きく悪は長りりりりりりりりりりりりりり
氏家福系伊賀の人りりりりりりりりりりりりり
小原りりりりりりりりりりりりりりりりりりり
水川りりりりりりりりりりりりりりりりりりり
を控てゆけりりりりりりりりりりりりりりりり
く富貴の命ありりりりりりりりりりりりりりり
く之代を待りりりりりりりりりりりりりりりり

○ 顔之推家訓云凡庸之性後夫多寵前夫之孤後
妻必虐前妻之子

後夫沉感色欲後妻懷疾妬之情之故也
亦云婦人之性率寬子婿而虐兒婦

倭漢古今同欽噫

○或人のいふに舟橋國賢自免より假名日本記ありし
りし得て見たりし二十卷ありしを舟橋家十五
卷に蘇波家の西巻のりしに添りしあり其の
記たりしに次んたりしに併し其の假名日本記に
りし其のありて倉人親と云撰の本ありしに
かきしありしに舟橋家の訓とありしに
ありしに古書に傳へしに其の侍りしに

○住吉諸神事次第曰六月晦日ナゴシ荒和御シラヒ後シラヒ早且御

供備進於住江殿西官東帶氏人布衣着之已刻
先神人總官在廳神官等於下客殿ゴロトド迎着坐各有
坐次権少祝酒面前杯入之後祝言祢宜申之
次酒一献後賦管取割次第返次立坐列立下客
殿東手水進之至總官冠木綿役氏人次奈御前云
於閑口御宿院頭官兩方假屋賦管陪膳役面
取之割返云

○万葉第三丹生玉歌曰木綿手次可比奈カケテ掛而
天有左佐羅能小野之七相管手取持モテ而久堅乃
天川原カハ出立イテ而ミ繫身ニ而マ麻之乎
万葉第十六神樂良能小野今按スルニ住吉ニアリ

遠里小野ノ近所ナリ

同第六千鳥鳴其佐保川丹石ニ生管根取而之
努布草解除而益乎注水丹紫而益乎

○無題詩集一六月菽法性寺入道世上為流例態林

鐘晦日禊除象詠無他詠千年頌期有定期六月
夙苔地燎迷迎衣處石湍水冷欲秋中未知何物
号管菽結草如輪令首蒙

○防刃氷上山ノ傳記固ヨリ附會多シ其中ヲ抄ス

彼ニ曰天已ニ閑ケテ圓カナルモノ現ス其中ニ一点ノ神

マ天ノ御中主ス立北辰尊星此神即テ天ノ主ニシテ大乙ト稱ス

此一点五星ト化ス五行ノ神亦七星ヲ生ス五行ヨリ天神

按ニ是道家ノ説ヲ我國ノ神名ニ習合セル説ナリ周

防國都濃郡鷲頭山星宮後同國氷上山ニ移シ
妙見星堂ト号ス是本百濟國ノ琳聖素朝シテ祭

リ初シト云々

長州大内氏ハ北辰ノ平儀を以テ傳ハル河野氏ハ
八大新神傳を依テ一高師所ニテ傳記あり

○勢州國司小島家ノ居城初キ一志那多氣庄との居
多氣郡田丸沙而高那方河内道而高那内沙而
とケ將子命一テ監ヤ一志是を國司の末孫といひ
亦一志那波瀧沙而高那内沙而高那方沙而
公館を以テ三志と稱ス一志ハ水を護せり

○ 小野道風は敏達帝の七世孝後兼守の孫父を大
貳蕃^子延たり藤原およ尾張國の人たり侍り
よやま日井那松河戸村の民侍りよ松河の里は道風
よよ水地なりと云

○ 天正十八の八月朔日 太神君平兵衛入御武州豊嶋郡
江戸城

江戸の城を文安の年中上杉右亮憲忠の長臣太
田持資入道道灌築初より一丁の以て山右忠
信長政居城より一景政小糸氏より一相州
小田原より一武政の甥を山丹波守及び志田隆政と
云々

西人志願 神君小海一急政一後入せり
ゆる慶長十一の朝小大城を築き殿園を侍りせ
江のりよとまよ百世の流泰と侍り

○ 石甲の岸一時山西拾肆をを軍ヶ原の禪宗林苑と
かき捕く八岐山の法陣を小教次法磨とて
多念十枚とらりりやりも新解國とて武威
権り山西を小も傍法沙とてくり水いと流す
こもえ山西契利斯當の祚宗よおむきめも病は事
を起す一なり一且武勇ありも道を知られん
かき事一

石田法敏が南は日蓮と志山西拾肆はさし祚益の徒なり

たふ君臣上下のさまをいふは名々の罪人て下乃悪
賊たつらふ

○ 長九の二月四日 台徳大相國東海を越ゆる道奥

お路ふし命いして若一里こゝに西塚を築し樹を植

しりて一月を月下旬こゝとく成終むしりて終て

行人里程も便次皆 公乃福也

○ 同日八月江戸橋上寺源参り小國師より福りる京

河清浄を復志照國師の例なりとて

○ 同日十九日大阪の役ありて元和文の五月事終り

りり味方の獲りて賊首を方々二十餘級とて伊東

右馬允永田をたぬつとてを監りてとむ

○ 後花園を院法はる神皇南方より法佛の座のより来り

上月にたつらふ康正二年十二月間島彦太郎上月九

日御堂中村源正忠小二十人吉野に入りぬる長祿元年

十二月二日小徳之を殺して神皇を取奉りて同二年八

月晦日神聖法佛のよりたつらふ此記世より水たの

書也將軍の遺るに徳太子記を由せし時此記をたつら

ふ

○ 或人曰當時單騎孤身して剣を揮り鎧を揮り武

勇を働かしものを武を無きりしは武を者一世も大

力なりしは水也を流し氣にして人より流るるに比し

三人の身い家人の功名も自の物なりとて今後を請き

有人の身もたゞ孤子の働きとて此世のふいふに
小身も侍の彼を具し一國をもちて下を得る念も
小自らも出づ一人をさるし一功を立んとすや
従の心をさるし一城を攻め亦人を治る
旗下し附もんとせし一たつた人救ふも
自ら大身も小勇大勇見しにあり
交をよむ

○ 武王伐商其勢自來既久矣周之於商者不純臣
之義蓋其祖宗不依商命而私遷幽遷郃自以為
都典詩翦商之謂欽其後文王伐崇載黎者也通
近商都朱先生曰豈有諸侯而敢稱兵於天子都

乎看來文王只是不伐紂耳其他莫亦都做了

語類七
十九

夫文王率西戎征殷之叛國後漢書至武王大伐我
狄勢更強也所謂會牧野諸侯者皆是蠻夷戎狄
也乳安國書注遂克商屠其社稷是商之忠臣欽將商
之亂賊欽然以文武稱聖人者何故乎二三各宜
弁之乙酉七月十六日

○ 下乃涉灵八所乃内ふけく神泉苑ふふ真根ふ
六月廿日壬申涉灵会々中將藤原泰經權中將後
原常行等監事講師惠暹律師云々

○ 天書曰天兒屋根命天之忠神也其貞如日其心

如海其德如地

○桓武天皇延暦二年癸亥五月四日八幡託宣曰
我名諸國灵驗威力神道大自在王菩薩云々

嗚呼觚不觚何太神自謂之甚哉浮屠之誣神

欺人

○永享八年平井加賀守廣利捕世良田万徳丸及
桃井式部太輔滿昌送京都及被誅之側遊行上
人回國在京師乞其命為僧乃隨從之云々世良
田桃井^等宇津峯宮云々

按よりよ宇津峯宮は宗良親王の法事其名を
伊良信州より自長よりしるべきに念子良手を奉

くて之が没出於西行寺ふんく位とのよし水ふ
はくも勇ま也西行寺はた松ふ云位も此ふす之村
乃内なり一書ふ之が板井の娘平行寺と云々宗
良亦此の南朝紹運の國ふんくくらんたり亦
南方縁くは僭位の西之を討ふをりくり上
月記は詳たり幸よ或家祚の書をねく写し造
よむいむ

○平岩氏傳よりよ之が板井の娘人而昂右衛門素繼中
したるから岩の平らのなりありより平岩と稱号を
そ子勢た末の親重家祚具し其子從五位下主計
臣親吉大身ともりりより一揃よりくて又の此小田

原小宗家と平宗年人正重吉より一勇士あり上杉朝成を組帥一考也是を同氏に別れ其に平宗平元をよむといふも古下りの稱号は知れん侍らる

○大坪道禪、鞆位、伊勢伊勢守平盛、
継此を傳へし作の鞆の元祖元弘中の人也御方、
八條流よりあり八條流、元房重よりあり、
平中の人なり

○蔡邕独断曰亡國之社屋之奄其上使不通天柴其下使不通地今天地絶也面北向陰示滅亡也云

按造營廟忘面北者实有故漢制亡國之社

漢與以皇子封為王者得茅土其他功臣及鄉亭他姓公侯各以其戶數祖入為限不受茅土亦不立社也

按周制封諸侯者必受王者之社工飯國以立社故謂之受封土漢人必不然今講典者一以周制今日亦如有此事言之凡獨斷二卷古漢之制度文為也宋呂宗益之是正明程榮再校
○松田氏之強倉足利家乃臣たり左衛門尉云
○の小宗早雲少時はくより代々小田原に任次
○上杉顯定永正七年六月廿日越後信濃乃境長忠
原よりして討つ法名海老と為皓峰可禱る事

○ 成田氏に武蔵七志は内田家よりなり藤原氏より
 後山初右少将義孝の次男武蔵守忠基の代に孫式
 部右補助高し四子あり嫡子成田次男別府三男希良
 四男玉井と稱するに源盛が軍家より以存三利家
 乃臣とあり東國古松乃甲成田下総と入る宗運武州
 忍の城よりついでしてついでしてついでしてついでして
 の城よりついでしてついでしてついでしてついでして
 侍千騎の
 大御方より
 此より臣よりなり山崎滅亡の時秀吉と陸奥を討ち也
 成田の家人久官大和今久守 忍合戦の時討死す其
 弟大御方よりなり一討死す

○ 山條早雲 永正十六日八月十五日辛辰早雲とて為天岳

宗瑞と号す 早雲は始庵号たり

○ 上杉憲房 大永六日四月十六日辛龍河渡為道憲
 大成と号す

○ 永祿十二年八月信長大軍を率いて磐城の國司
 山田中納言具教を攻めてついでしてついでしてついでして
 信利を討ちついでしてついでしてついでしてついでして
 次男茶袋丸を具教の右中將信意の長子としてついでして
 助具豊と名付具教の右中將を討ちついでしてついでしてついでして
 是を討ちついでしてついでしてついでしてついでしてついでして
 信次大進と号す信意は信房の次男の長子としてついでして
 ついでしてついでしてついでしてついでしてついでしてついでして

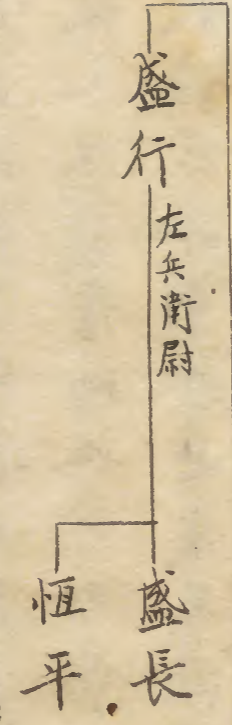
滝川藤方長野亦そを弒次信意を以生輔之幽也
具豊も名をあらしめ信雄よりしりし御く亦舅甚と
をさしりし國をいしりし海より信長も義昭將
軍を追く自國柄を取まひりしりかひりし家臣
の爲小弒をいしりし

○駿河今川家族開口刑部少輔親永義元乃伯母の
娘を娶り築山殿を産築山殿ハ神君御嫡妻ナリ

○伊豫乃河野氏之越智姓也於小十四代河野新
左夫親経子たり源頼義伊予守の時之次男親経
を産りし之鴻四郎と号すし彼系圖亦見りし於此
を孫越智姓と稱すし之末ハ源氏也

○伊勢氏北條家系

正度平姓後四位下越前守 秀衛右京亮 盛光右京亮



恒平三代伊勢守俊继始号伊勢氏之裔伊勢備中守
貞藤之子伊勢新九郎北条云云或家系不詳云云

一説鎮守府將軍平維衡之裔伊勢守氏貞之孫
駿河守照康次男新九郎長氏云云

一説小松資盛之裔伊勢肥前守盛經末孫伊勢
新九郎盛時後改北条新九郎長氏云云

亦或素ハ伊勢新九郎山城國守治乃人ト也
大和國在原の産シ之尾湫國トも位ト也
横井掃部助ノ孫ト也

○ 梁武帝天監四年二月十五日水陸乃大齋をカせ
しテ史トあり是異邦施餓鬼祭ト始也

○ 豊臣秀頼幼少國松母成田五兵衛助近也板
倉氏搜獲之乳母曰是非亡君之兒真野豊後守
家人坂部彦助也而吾産之云々然為國松明白

故誅京師于時七歳号漏世院雲山智西大童各
慶長九年五月廿一日乳母及木商被放還云々元和紀事
其塔在治誓願寺

○ 台徳公寛永九年正月廿四日薨二月七日諸大名等

遺言して金を納ふト教通計中二万六千四百
六十三両ト也

○ 納殿 平治抑りて一寺納戸ト乎今の位ト也
陸り納殿ト也

○ 妙光院快窓旌慶大炊田崎三郎信康主御女本
多忠政室寛永三年六月廿五日逝

○ 大坂の役ニ天樹浪を出してハ梅清出羽守貞
盛を始メ備前乃守新多中納言秀家の臣トして守
喜多左京亮トなりト元和四年四月十日罪を受
治其家ハ國ト一時家人ト志願未レ之ハ首を切ル
也ト志願ト同ト時謀ル也

○ 神無月の初つゝの夜太夫の海老市の星降るゝ
湯あひの火侍のまゝとておぼろゝとて
海のおもてふ取の帳のけの霞あゝつゝもえたる
ら火壇屋のりつゝたゞく立のりつゝふの方の風の香
かきりふあゝの香とものちりつゝも折るゝ
あゝ水ふきゝゝ

かゝたる月をききとていづれ浦風か
たゞさあはれぬ意とつゝいづれ

○ 贈大納言廣忠卿書
家人のいゝとていづれ川家の左右なるも我先及び家様
おもしろいゝとていづれ梅をみるふとて事明りも侍るも

二

於去のいづれ務急任兼約の旨佐久間九郎左衛尉
切に依其忠勤竹代大演の因藤井年人名田の角
を子走援助しゝとて抽筋骨の上老亦不可有お遺也
仍此件

天文十九年二月十日
治部左輔 左巻押
三郎 藤七郎 及

松平次郎の御所用中件は依海江の御法若くは
右の陣元とて一切とて免許はとて是以下利は
右の何の陣所不能定之於自今以後も不可及
之御法也若くは難波の守とて此御利可お成
之とて難波の守とて知老也仍此件

弘法二日七月十日

丁卯法古遠野

○清人某氏童七歲於十善客館作 宣永二年

異國更無青眼友 空江只見白鷗群

秋風吹淚三千里 洒染西山日暮雲

今六歲童同所作

遠水微茫飯路迥 滄波萬里憶故鄉

逢人欲語語音別 終日無言對夕陽

實も其情あはれいふべからずけりも 形骸の便そ

時小童因て大なる故國を慕ふ故にを思ふ言はれし事

詩中

詩中

夢裡分明還故鄉 双親召我回扶桑

拳鯨樓上一聲響 撫枕猶疑在大唐

とつりし〜〜此あく川百葉乃存涙粒もさしむ

○禁秘抄獅子狛犬 壺井義知曰狛犬謂之簾鎮

私曰是銅犬ヲ伴り〜法簾を流るの流は獅子

を伴り〜法簾〜と名給ふも〜を伴ふは

獅子もあ〜〜神社の簾際も是も亦簾流〜

○美濃國推加納大井戸加納 東鑑下

揚し加納を糸の遠厨大〜〜公役は

石名也稻置は昔公田乃法倉而日置也此終也
國々より名をとり王政廢さく後古名も知人
あはれとす

○江談抄中抄二三以備傳如左

石濱水臨時祭始を安和 三月申午日云

私云神社考て慶和四月廿七日始の記を非

たり

聖廟御忘日音樂可停止彼廟社

凡々忌日乃在る音樂は張るる和漢の旧禮也

延喜之上達部時服不將美麗朱雀院御時或公

卿遣消息於内裏女房許令奏曰先朝恩賜御襲

年月相移所破損御下襲一領可被申下者大
略調束帶一具西三年之間節會公政之庭着用
歟

明心卷を延臣とてかく賀抄にて謠暴

りて今後世の傳り傳らむ其小あり

江左大丞説云神垂管鎰纏宝劍之組纏籠之由

見延喜御日記云

博雅三位會阪ノ目暗琵琶ヲ習フ云

世の中いともかくもさういふやうなついでには

室板の穿のあつたはるうたひていふ世をさへ

按ずるに此をを長世蟬丸のついでに附記

杣ノ字本朝作り字也山田福吉所作也云々

以上江註抄此外於多一略して是を以て

○京師の富人壺来とてや老病少信く救ふの子供を
集めて曰世に子に遠言を以て却て江のこりり
りききめ一最喜を以てす我養の材に是の
目福を以て汝も好むなりよ物ありしやいし知しき集り
家者よ是書を以てて子供に教を以てて徳を以て
の有りてありしを以てて徳を以てて徳を以てて徳を以て
市者をしてて所の若きもいふもいふもいふもいふも
ありりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり
と有しりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりりり

り人年もちて中よくとふありとて京の人徳を以てあ
るれかこてい深事心古たふかふ信く兄弟他款の
やうにたりもかてい此者救救十万念のたむつて
るたりもいふもいふもいふもいふもいふもいふも

○細川玄吉三淵伊勢守入道宗薫の子也細川兵部
少輔元有養てて子に長岡兵部少輔藤孝と稱す
於此にも其の系図の系図よ

元有 刑部少輔
法善寺 元常 播磨守 藤孝

此あり亦藤孝乃一男從三位忠貞光源院の將軍
の命も依て細川兵部少輔輝經の養子となり信
を嗣いでてい系譜とていり亦家信を以てり

三淵氏の祖は平氏將軍の孫胤なりといふ云々

○ 二世庸醫大病の人を見て三人參詣するの二系を問て
あはれ其方何の事ぞとて何まの人は始方より其事
を弁くは西目とたたくはしむをよまてやうといふあは
れ一はと參詣候はしと嚴用和の方よりして濟世方
よりなり存尊經目李氏の如明きとて明しうせりて
西目を得り死生の關係あるけなきぬのを空り
く是る俗風なりといふ

○ 保元物語は兼室時長作と云亦大和記中原師香保
元物語を上る快ふ故師母より西抄より平治物語
亦同

○ 平將門起兵於承平六年至天慶二年凡五年

○ 松下園翠軒法家の存妻を記し系圖を集りて
時四方乃古法曰寺かんくもて人あはれんと同し
東國あま寺の位牌は播磨左兵衛尉政長伝といふ
名あり恒信曰これと横正成の改号なり淡川にて
戦死し猶ふてりふ東國を信まて時を待てりふ
後社なりといふふあまのりるよと一塚のまといて
とふといふ侍りてりる云々

古より信法師の附云應安毎の事なり信
用はかり候



